

砥部町日常生活用具費給付事業に係る事業者の登録及び日常生活用具
費の代理受領に関する要綱

平成 19 年 1 月 19 日
砥部町告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、砥部町日常生活用具費給付事業実施要綱（令和 3 年砥部町告示第 90 号。以下「実施要綱」という。）に規定する日常生活用具費給付事業に係る事業者の登録及び日常生活用具費（以下「用具費」という。）の給付決定を受けた者（以下「障がい者等」という。）の利便を図るため、用具費の受取りを砥部町の登録を受けた日常生活用具取扱業者（以下「登録事業者」という。）に委任した場合の代理受領について必要な事項を定めるものとする。

(代理受領)

第 2 条 登録事業者が障がい者等から実施要綱第 7 条第 4 項に規定する用具費の受領を委任されている場合には、実施要綱第 4 条第 1 項に規定する基準額（点字図書の場合は、実施要綱第 4 条第 3 項に規定する額とする。以下「基準額」という。）の範囲内で町長に対して当該用具費の支払いを求めることができる。

2 障がい者等は、用具の購入に際し、当該用具費の基準額から前項の規定により町長が支払う額を控除した額を登録事業者に支払うものとする。

3 登録事業者は、前項に規定する支払を受けた場合には、障がい者等に対し、領収書を交付しなければならない。

(請求及び支払)

第 3 条 登録事業者は、前条の規定に基づき、用具費の請求を行うときは、代理受領に係る日常生活用具費支払請求書に、代理受領に対する委任状及び砥部町日常生活用具費給付券を添付しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求があったときは、基準額に基づき審査の上、支払うものとする。

3 前項の規定に基づき、用具費の支払があったときは、当該障がい者等に対し、用具費の給付があったものとみなす。

(事業者の登録)

第 4 条 登録事業者の登録を受けようとする者は、日常生活用具販売等事業者登録申請

書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

- 2 町長は登録に関し必要があると認めるときは、前項の申請に必要な書類等の添付を求めることができる。

（登録の決定）

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、事業者の登録の承認又は不承認について、日常生活用具販売等事業者登録承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録事業者の名称等の変更の届出）

第6条 登録事業者は、登録内容について変更があったときは、当該変更に係る事項について登録事項変更届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、当該日常生活用具の販売等の事業を廃止し、又は休止し、若しくは再開したときは、事業廃止（休止・再開）届出書（様式第4号）を町長に届け出なければならない。

（報告等）

第7条 町長は、用具費の給付に関して必要があると認めるときは、登録事業者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は砥部町職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（登録事業者の登録の取消し）

第8条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 用具費等の請求に関し不正があったとき。
- (2) 登録事業者が、不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) 町長が不相当と認めたとき。

- 2 前項第3号に該当するときは、町長はその理由を明らかにしなければならない。

（関係帳簿等の保存）

第9条 登録事業者は、用具費の代理受領に係る帳簿及び関係書類を登録の日から5年間保存するものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 91 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 17 日告示第 11 号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 9 日告示第 216 号）

この告示は、令和 6 年 12 月 9 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

日常生活用具販売等事業者登録申請書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請事業者名称 ⑩

代表者氏名

日常生活用具販売等事業者登録事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

ふ り が な				
事 業 者 名				
所 在 地				
会社成立の年月日				
連 絡 先				
法人の場合その種別				
代表者の職・氏名				
主要取扱品目				
資格・修了研修	資格・ 修了研修名	資格保有者 名	取得年月日	発行者名

※所在地の地図を添付すること。
※債権・債務者登録申請書を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

日常生活用具販売等事業者登録承認（不承認）通知書

年 月 日

様

砥部町長



年 月 日に申請のありました日常生活用具販売等事業者登録については、
次のとおり承認（不承認）します。

ふ り が な	
事 業 者 名	
所 在 地	
代表者の職・氏名	

決 定 事 項	
☐ 承認する	☐ 承認しない（理由）

様式第3号（第6条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

砥部町長 様

住 所

申請事業者名称 印

代表者氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので、届け出ます。

ふ り が な				
事 業 者 名				
所 在 地				
会社成立の年月日				
連 絡 先				
法人の場合その種別				
代表者の職・氏名				
主要取扱品目				
資格・修了研修	資格・修了研修名	資格保有者名	取得年月日	発行者名

※変更があった箇所のみ記入のこと。

様式第4号（第6条関係）

事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

砥部町長 様

住所

申請事業者名称

代表者氏名

次のとおり事業を廃止（休止・再開）しましたので、届け出ます。

ふ り が な	
廃止(休止・再開)する 事 業 者 名	
所 在 地	
代表者の職・氏名	
廃止・休止・再開 年 月 日	年 月 日